

日本骨代謝学会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は、日本骨代謝学会 (Japanese Society for Bone and Mineral Research) と称する。
- 第2条 本会は、事務局住所を〒612-8082 京都市伏見区両替町 2-348-302 アカデミック・スクエア(株)内におく。

第2章 目的および事業

- 第3条 本会は、骨およびその他の硬組織に関する諸問題の研究を行い、その進歩発展を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 1) 学術集会の開催
 - 2) 機関誌、図書その他の刊行
 - 3) その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

- 第5条 本会は、正会員、単年度会員、名誉会員および賛助会員をもって構成する。
- 1) 正会員は、本会の目的に賛同する者で、評議員の推薦を受けた者とする。
 - 2) 単年度会員は、共同演者および機関誌等の発表者で、学会発表(機関誌発表)年度のみ会員とする。
 - 3) 名誉会員は、別に定める規定により承認された者で、年会費は免除される。
 - 4) 賛助会員は、本会の目的に賛同してこれを援助する者で、理事会の承認を受けた個人または団体とする。
2. 正会員および名誉会員は、研究業績を本会の主催する学術集会および機関誌等に発表することができ、さらに機関誌の配布を受ける。
3. 賛助会員は、機関誌の配布を受け、本会の主催する学術集会へ1口につき1名の無料参加ができる。

第6条 本会の年会費は次のとおりとし、毎年度支払うものとする。

- 1) 正会員 10,000 円
 - (1) ただし、60 歳以上の正会員は 10 年分を一括納入すれば、以後納入は免除されるものとする。
 - (2) 大学生、大学院生の年会費は 5,000 円とする。
- 2) 単年度会員 5,000 円
- 3) 賛助会員 (1口) 100,000 円

第7条 入会を希望する者は、年会費を添えて、所定の入会申込書を理事長(学会事務局)に提出しなければならない。

第8条 退会を希望する会員は、理事長に退会届けを提出するものとし、会費に未納があるときは、これを全納しなければならない。ただし、一旦納入した会費は返還しない。

第9条 3年以上会費を納入しない会員は学会誌その他の案内の送付を停止する。5年以上会費を納入しない会員は、退会したものとみなす。

第10条 本会の規定に背く行為のあった会員は、評議員会の議を経て除名することができる。

第4章 役員および評議員

第11条 本会に次の役員を置く。その選出および任期等は別に定める。

- 1) 理事 12名 (理事長、副理事長各1名を含む)
- 2) 監事 2名
- 3) 会長 2名 (次期会長1名を含む)

第12条 理事は、理事会を組織し、会則第4条に定める事項のほか、本会運営上必要事項について審議し、評議員会の議を経て会務を執行する。

2. 理事会には、理事長および副理事長を置く。

第13条 理事長は、本会の代表として会務を総括し、理事会、評議員会および総会において議長を務める。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときはその残任期間理事長に就任する。

第14条 理事長および副理事長以外の理事は、本会の運営に関する職務(庶務、財務、編集、渉外、学術)を各2名が分担掌

握し、理事長を補佐する。

第15条 監事は、本会の会務を監査し、必要あれば理事会に出席して意見を述べることができる。

第16条 会長は、学術集会を組織運営する。

2. 会長および次期会長は、その任期中は理事会に出席して意見を述べるができる。

第17条 本会に評議員を置く。その選出および任期等は別に定める。

2. 評議員は、評議員会を組織し、理事長の諮問に応じ、本会の運営上の重要事項について審議決定する。

第18条 本会には、業務を処理するため、必要な職員を置くことができる。

2. 職員は有給とし、理事会の議を経て、理事長が任免する。

第5章 会議

第19条 理事会は、理事長が必要に応じて随時召集する。

2. 理事会は、次の事項を審議し、評議員会に諮り、総会において承認を受けなければならない。

- 1) 次期会長、次々期会長の選出
- 2) 事業報告および収支決算
- 3) 事業計画および収支予算
- 4) 会則および諸規定の変更
- 5) その他、理事会、または評議員会で必要と認めた事項

第20条 評議員会は、理事長が原則として年1回召集する。

2. 評議員会は、評議員数の2分の1以上(委任状を含む)の出席がなければ会議を開き、議決することができない。評議員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第21条 総会は、毎年1回、学術集会の期間中に理事長がこれを召集し、会務の報告を行い承認を受けなければならない。

2. 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

3. 総会の議事および議決事項は、機関誌に公告し会員に通知する。

第22条 理事長は、必要に応じて評議員会の承認を受け各種委員会を置くことができる。

第6章 会計

第23条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもって当てる。

第24条 本会の収支決算および予算は、理事会および評議員会の議を経て、総会の承認を受けなければならない。

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第7章 学術集会

第26条 本会は、年1回以上学術集会を開催する。

2. 集会には会長を置き、その選出等は別に定める。

3. 集会の開催予定地および開催時期等は、理事会の議を経て評議員会で決定し、総会に報告する。

第8章 本会の各賞

第27条 本会に、学会賞およびその他の賞をおく。

2. 各賞の種類、審査等については別に定める。

第9章 付則

第28条 本会則の改廃は、理事会および評議員会の議決に基づき総会の承認を受けなければならない。

2. 本会則は、1990年7月1日より施行する。

3. 本改正会則は、1991年7月1日より施行する。

4. 本改正会則は、1995年8月18日より施行する。

5. 本改正会則は、1998年8月7日より施行する。

6. 本改正会則は、2000年7月21日より施行する。

7. 本改正会則は、2001年8月10日より施行する。

8. 本改正会則は、2002年7月26日より施行する。

9. 本改正会則は、2003年6月5日より施行する。

10. 本改正会則は、2005年7月23日より施行する。

11. 本改正会則は、2007年7月21日より施行する。

12. 本改正会則は、2013年5月30日より施行する。